

## 令和5年度選抜から当面2年間の学校推薦型選抜の出願要件の緩和・変更について

令和4年3月14日  
山梨県立大学

山梨県立大学は、令和4年度学校推薦型選抜への出願の様子を基に、令和5年度選抜から当面2年間の学校推薦型選抜出願要件について、以下の通り、緩和・変更いたします。令和5年度選抜において学校推薦型選抜での出願を予定している受験生の皆さんは、以下の変更について十分に内容を確認し、出願準備を進めてください。なお、以下についてご不明な点は、山梨県立大学アドミッションズ・センター（055-253-8901）までお問い合わせください。

変更前 (令和4年度選抜までの 学校推薦型選抜の 出願要件)	変更後 (令和5年度選抜の 学校推薦型選抜の 新しい 出願要件)
<p>【国際政策学部・人間福祉学部・看護学部】 次に掲げる要件のすべての条件を満たすことが出願の要件です。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>令和4年3月に高等学校（中等教育学校・特別支援学校高等部を含む。以下同じ）を卒業見込みで、本人又は保護者が令和3年4月1日以前から引き続き山梨県に住所を有すること</li><li>調査書の全体の評定平均値が国際政策学部・人間福祉学部は3.8以上、看護学部は4.0以上で、かつ学習意欲が高いことを理由に高等学校長の推薦を受けていること</li><li>出願する学部の目的と特色を理解し、合格した場合は必ず入学すること</li><li>卒業後、山梨県内の保健・医療・福祉分野に就業する強い意志を有すること（看護学部出願者に限る）</li></ol>	<p>【国際政策学部・人間福祉学部・看護学部】 次の1～6にあげる全ての要件を満たすことが、学校推薦型選抜の出願要件です。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>令和5年3月に高等学校（中等教育学校・特別支援学校高等部を含む。以下同じ）を卒業見込みであること。</li><li>出願日現在の時点で、(1)志願者本人が山梨県内に所在する高等学校に在籍しているか、または、(2)志願者本人が山梨県内に居住しているか、または、(3)志願者の保護者が山梨県内に居住しているかの、いずれか1つ以上に該当すること。 (注) 出願にあたり、志願者本人等の山梨県内での居住について、住民票抄本等、居住の実態を示す書類の提出は求めません。</li><li>調査書の全体の学習成績の状況が、国際政策学部と人間福祉学部は3.8以上、看護学部は4.0以上であること。</li><li>志願者は、出願する学部の目的と特色への深い理解を基に志望し、且つ、合格した場合は必ず入学する意志を有すること。</li><li>看護学部への出願者の場合は、卒業後、山梨県内の保健・医療・福祉分野に就業する強い意志を有すること。</li><li>「志願者は、上記1から4の項目（看護学部の場合は上記1から5の項目）の全てについて、出願要件を間違いなく満たしている」と、在籍高等学校の学校長が認め、且つ、その要件充足確認を前提にその学校長が、志願者を学校推薦していること。</li></ol>